

# 前橋市薬剤師会会営薬局無菌調剤室の共同利用の手順等について

令和3年8月10日

前橋市薬剤師会会営薬局

前橋市薬剤師会会営薬局の無菌調剤室の共同利用を希望する薬局は、要綱等をご確認いただき、下記手順によりお手続きください。

## (1) 前橋市薬剤師会事務局無菌調剤室の利用に関する要綱

無菌調剤室の共同利用に関する事項を定めたものですので、必ずご確認ください。

## (2) 無菌調剤室共同利用に係る契約の締結

会営薬局と共同利用を希望する薬局間で、無菌調剤室共同利用契約を締結してください。

## (3) 無菌調剤室共同利用に関する指針の策定

会営薬局の無菌調剤室利用に当たり、業務を適正に実施するための自局の運営指針を策定してください。

## (4) 厚生局への特掲診療料の施設基準届出

厚生局へ特掲診療料の施設基準に係る届出を行ってください。添付書類：勤務薬剤師名簿、様式 86、契約書の写し、運営指針、会営薬局無菌調剤室平面図。

## (5) 保健所への変更届出

保健所へ変更届出書（様式第 6）を提出してください。添付書類：構造設備の概要、運営指針、会営薬局無菌調剤室平面図、会営薬局無菌調剤マニュアル。

## (6) 研修の受講

無菌調剤業務を安全かつ確実に運用できるよう、施設を使用する薬剤師は、必ず受講してください。受講者は名簿に登録しますが、定期的な研修受講をお願いします。

- ・講座Ⅰ 基本的な手技の実技研修（無菌調剤の経験がある方は免除あり）
- ・講座Ⅱ 会営薬局無菌調剤室の実際の使用方法・手順等の研修

## (7) 無菌調剤室利用契約料金

共同利用契約を締結する薬局は、施設の維持管理費用が掛かることから、毎年契約料として会員は 5,000 円（非会員は 10,000 円）をご負担いただきます。なお、施設利用時に使用した消耗品費は実費をご負担いただきますが、調剤の都度の利用料は掛かりません

## (8) 無菌調剤マニュアル

会営薬局無菌調剤室の具体的な利用方法・手順書ですので、必ずご確認ください。

## (9) 無菌調剤室利用予約申込み

研修会を受講した薬剤師が無菌調剤室の利用を希望する場合は、申込書を会営薬局にファックスしてお申し込みください。

## (10) 無菌調剤実施記録

無菌調剤を行った薬剤師は共同利用記録簿を作成し、処方箋のコピーを添付して会営薬局へ提出してください。会営薬局は3年間保存するものとします。